

# 第1部 平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の状況 ～地方公共団体財政健全化法の施行に伴う4指標等の算定結果～

## I 健全化判断比率の概要

県内市町村の平成20年度決算に基づく健全化判断比率の概要は以下のとおり。

### 1. 実質赤字比率

[早期健全化基準11.25～15%、財政再生基準20%]

- ・県内に赤字となる団体はなし。

### 2. 連結実質赤字比率

[早期健全化基準16.25～20%、財政再生基準30%（3年間経過措置あり）]

- ・早期健全化基準を上回る団体はなし。
- ・石巻市（0.01%）以外は、赤字となる団体はなし。

### 3. 実質公債費比率

[早期健全化基準25%、財政再生基準35%]

- ・早期健全化基準を上回る団体はなし。
- ・起債許可団体となる18%を上回る団体は、村田町（19.5%）及び加美町（19.4%）の2団体である。

### 4. 将来負担比率

[早期健全化基準 指定都市400%、指定都市以外の市町村350%]

- ・早期健全化基準を上回る団体はなし。
- ・最も比率の高い団体は村田町（218.1%）。以下、色麻町（182.4%）、栗原市（177.3%）、仙台市（169.8%）、本吉町（162.1%）と続く。